

第6章 保健・医療・介護・福祉の総合的な取り組み

1 保健・医療・介護・福祉の連携

(1) 現状と課題

- ・全ての県民が、住み慣れた地域で、生涯にわたり安心して、いきいきと暮らせるよう、健康増進から疾病の予防、治療、リハビリテーション、介護サービス等、保健から医療、介護、福祉に至るサービスを切れ目なく提供できる仕組みを構築していくことが重要になっています。
- ・特に、少子高齢化の進展に伴い、継続的に医療や介護が必要な高齢者が今後も増加することから、各制度の効率的な運用に努めるとともに、在宅医療と在宅介護、福祉の体制充実や連携強化を推進する必要があります。
- ・住民のニーズの変化に的確に対応するため、地域における保健・医療・介護・福祉等とそれぞれの施策間での連携及びその体制の構築が重要になっています。
- ・医療機関間の連携体制の構築には、地域の医師会等との連携や協力のもと、保健所が積極的に関与し、公平・公正な立場から調整機能を発揮することが望まれています。
- ・地方分権の推進により、住民に最も身近な市町の役割が一層重要になるとともに、県との役割分担と連携強化も期待されています。
- ・住民の価値観、ライフスタイル及びニーズは多様化しており、各サービスの提供は行政だけでなく、民間サービスの活用を進めるため、保健サービスの質を確保した振興策等の検討や、住民へのサービス提供に関連する情報提供が求められています。

(2) 対策

- ・地域の保健・医療・福祉の包括的なサービスが提供できるよう、行政機関と関係機関・団体等が有機的に連携する体制の構築に努めます。
- ・市町は、住民に身近な保健サービスを介護・福祉サービスと一体的に提供できる体制の整備に努め、県は、専門的・広域的な視点に立って地域の実情に応じた支援を行います。
- ・市町は、市町保健センター、地域包括支援センター等を活用し、総合的な保健・福祉の相談に対応できる体制を強化します。
- ・県及び保健所は、広域的な観点から管内の現状を踏まえた急性期、回復期及び維持期における医療機関間の連携、医療・介護・福祉サービス間の連携による地域包括ケアシステムづくりを支援します。
- ・保健所は、管轄区域内の健康課題の把握、評価、分析及び公表を行い、市町と情報の共有化を図るとともに、市町と重層的な連携のもと、地域保健の推進と、介護・福祉等の施策の調整について支援します。
- ・県民が自分に適したサービスを選択できるよう、保健・医療・福祉の各種サービスに関する積極的な情報提供を行います。また、関係機関による情報の共有やネットワーク化を促進します。
- ・県及び市町は、専門的かつ客観的な立場から福祉事業者の提供するサービスの質を第三者が評価し、利用者やその家族が適切に選択できるよう支援します。

- ・学校における健診の受診率向上、子どもの心の問題、いじめ、障がい児等、医療と教育の連携が図れる体制の構築を目指します。

2 健康づくりの推進

(1) 現状と課題

- ・人口の急速な高齢化とともに、疾病全体に占める、がん、循環器疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加し、また、寝たきりや認知症等、要介護状態になる人も増加しています。
- ・生活習慣病は、生命に関係するだけでなく身体の機能や生活の質にも影響があるため、生活習慣病の予防はもとより、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等にも取り組み、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）を延伸することが重要になっています。また、あらゆる世代や地域で、健やかな暮らしが送れる良好な社会環境を整えることにより、健康格差（地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差）の縮小を実現することも重要です。
- ・県では、県民健康づくり計画「健康実現えひめ 2010」の最終評価を踏まえ策定した、第2次県民健康づくり計画「えひめ健康づくり 21」（計画期間：平成 25（2013）年度から 2023 年度）に基づき、引き続き県民の健康づくりに取り組んでいくこととしています。
- ・医療制度改革により、生活習慣病対策にメタボリックシンドロームの概念が導入され、予防を重視した国民運動を展開するとともに、生活習慣病予防における医療保険者の役割を明確化することとし、平成 20 年度から、医療保険者に対し、40 歳～74 歳の被保険者及び被扶養者の健診（特定健康診査）及び保健指導（特定保健指導）が義務付けられましたが、健診受診率及び保健指導率の向上が課題となっています。一方、市町においても、全ての年代を対象に、食生活、運動、禁煙等に重点を置いた更なる啓発活動の充実が求められます。
- ・また、日本健康会議において、国民皆保険を維持するため、国民自らができる生活習慣病予防や重症化予防の取り組みを国民運動として広げていくとして、「健康なまち・職場づくり宣言 2020」が発出されており、県内の医療保険者に対しては、この宣言に沿った取り組みが求められています。
- ・県では、食育基本法に基づき、平成 29 年 3 月に「第3次愛媛県食育推進計画」を策定しました。第3次計画では、県民自らが食育推進のための活動の実践に取り組むとともに、生涯食育社会を目指し、様々な関係者が特性を生かしながら、多様に連携・協働することにより、目標達成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。
- ・がん対策については、がん対策基本法に基づき、平成 20 年 3 月に第1期「愛媛県がん対策推進計画」を、平成 25 年 3 月に第2期計画を策定し、総合的ながん対策を推進してきました。今後は、平成 29 年 10 月に決定された国のがん対策推進基本計画を踏まえ、新たな県計画を策定し、引き続き、がんの予防、早期発見等の対策を推進することとしています。（「第4章 2 (1)がん」参照）
- ・県では、「愛媛県歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、平成 29 年 3 月に「第2次愛媛県歯科口腔保健推進計画」を策定しました。第2次計画では、生涯を通じて楽しい食生活や健康な日常生活を送ることができるよう、ライフステージ等に応じた切れ目のない歯と口腔の健康づくりの推進を図るほか、災害時における歯科口腔保健対策等にも努めることとしています。

＜第2次県民健康づくり計画「えひめ健康づくり 21」＞

県民の健康の増進の推進に関する5つの基本的な方向

- 1 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- 2 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- 3 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- 4 健康を支え、守るための社会環境の整備
- 5 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

(2) 対策

- ・ 県民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図るため、「えひめ健康づくり 21」に基づき、家庭、地域、学校、企業が一体となって健康づくりに取り組みます。県、市町、関係機関・団体は、県民が世代ごとに主体的に取り組めるように各種事業を効果的に推進します。
- ・ 保健所は市町保健センターと連携し、県民の健康づくりの拠点として、健康に関する情報を収集・蓄積・分析・提供し、県、市町、関係機関・団体が分担して実施する健康づくり対策の企画等に活用します。
- ・ 「えひめ健康づくり 21」で定めた県民の健康の増進に関する基本的な方向に基づき、県民健康づくり運動の実践に向けた目標を設定し、その目標を達成するために、各種取組みを示しており、これらをもとに対策を展開します。
- ・ 県民健康づくり運動推進会議において、県民健康づくり計画「えひめ健康づくり 21」の目標達成に向けて、県民総ぐるみの健康づくり運動を展開します。
- ・ 県は、医療保険者に義務付けられた健診（特定健康診査）及び保健指導（特定保健指導）の実施率の向上を目指し、県・市町・医療保険者等が連携して、実施状況の把握分析等により、地域の健康課題の把握を行い、地域の状況に応じた取組みを進めます。
- ・ がん予防対策として、市町は、国の指針に基づく検診の実施と住民に対する受診勧奨に努めます。県は、検診精度の管理を行うとともに、総合的な啓発活動の企画実施に取り組みます。
- ・ 糖尿病等の対策としては食生活の改善や運動習慣の定着等による一次予防だけでなく、重症化予防や、合併症による臓器障がい予防等にも重点を置いた対策を推進します。
また、平成29年2月に、県と県医師会、県糖尿病対策推進会議の三者で策定した「糖尿病性腎症重症化予防プログラム（愛媛県版）」の枠組みに沿った医療保険者と医療機関が連携した保健指導等の取組みを推進します。
- ・ 食育については、愛顔のE-IYO（えいよう）プロジェクトをはじめ、「愛媛県食育推進計画」の普及に取り組むとともに、教育関係者、農林水産関係者、食品関連事業者等と連携し、食育の推進に取り組みます。
- ・ 歯科口腔保健については、「第2次愛媛県歯科口腔保健推進計画」を普及するとともに、県民自身が積極的に歯と口腔の健康づくりに取り組めるように、保健医療、教育及び社会福祉関係者、事業者、保険者等の県民を支援する各種団体関係者と互いに連携、協力し、歯と口腔の健康づくりを推進していきます。

3 母子保健福祉対策

(1) 現状と課題

- ・市町では、母子保健法に基づき、妊産婦健康診査や1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等の基本的な母子保健事業を実施しており、平成25年度からは未熟児の養育医療給付や訪問指導も実施しています。
- ・県及び県の保健所では、新生児先天性代謝異常等の検査や不妊治療等に関する相談等、専門的、技術的、広域的な母子保健事業を行っており、市町や医療機関と連携して、一体的な母子保健事業の実施に努めています。
- ・母子保健は、少子化対策の主要な施策の1つであり、妊娠・出産に関する快適さの確保、育児不安の軽減、乳幼児の事故予防、児童虐待の予防、効果的な療育体制の整備、思春期の心の健康と性の問題等への取組みを進め、安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくりを行うことが課題となっています。
- ・県では、総合的な子育てに関する計画として、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成27年3月に「第2期えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」を策定しています。これは、都道府県行動計画として平成27年度から5年間にわたる本県の取組みを明らかにするもので、子どもや子育てに関連する施策を総合的かつ計画的に実施することとしています。
- ・周産期医療体制の整備については、厚生労働省の周産期医療体制整備指針に基づき、平成23年3月に「愛媛県周産期医療体制整備計画」を策定し取り組んできました。これにより、新生児死亡率や乳児死亡率はほぼ全国平均を下回る状態が続いています。
- ・小児慢性特定疾患や障がいのある子どもに対する、医療と保健が連携した生活支援等の取組みを拡充する必要があります。
- ・県では、平成19年4月に地域療育の拠点施設として、子ども療育センターを開設し、肢体不自由児や重症心身障がい児の受入れを図るとともに、発達障がい者支援センターを設置し、発達障がい児（者）に対する支援等に取り組んでいます。

〈子ども療育センターの概要〉

診療科目：整形外科、リハビリテーション科、小児科、小児精神科、歯科
入所部門：医療型障がい児入所施設（肢体不自由児・重症心身障がい児）、一般病床
在宅部門：児童発達支援事業、放課後等デイサービス、短期入所、発達障がい者支援センター、障がい児（者）療育支援事業、相談、啓発活動

(2) 対策

- ・市町は、基本的な母子保健事業である妊産婦健康診査や1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査事業等の充実強化に努めます。
- ・保健所は市町や医療機関と連携し、専門的、技術的、広域的な母子保健事業の充実強化に努めます。
- ・育児不安の軽減や児童虐待の予防等に取り組み、安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくりに努めます。
- ・子育ての負担感を緩和し安心して子育てのできる環境を整備するため、乳幼児医療費の負担軽減に努めます。
- ・引き続き周産期医療体制の整備に努めます。（「第4章2(9)周産期医療」参照）

- ・思春期の保健対策の強化と健康教育を推進するため、学校と連携して思春期の心の健康と性の問題等への取組みを強化します。
- ・障がい児総合支援体制の確立を図るため、障がい児福祉計画に基づき、医療的ケア児（人工呼吸器を装着するなど、恒常的に医療を要する重症心身障がい児等）も含めた、相談支援体制の強化等に取り組むとともに、地域療育の拠点施設である子ども療育センターや隣接するしげのぶ特別支援学校を中心に、福祉、保健、医療、教育の連携した総合的なサービス提供に努めます。
- ・発達障がい者支援センターにおいて、引き続き、相談活動を通じて必要な助言や情報提供を行うとともに、関係機関に対する普及啓発や研修会を実施し、発達障がい児（者）が身近な地域で生涯を通じて一貫した支援を受けることができるような支援体制の整備を図ります。

4 高齢者保健福祉対策

(1) 現状と課題

- ・本県では、高齢者数及び高齢化率は、平成 27（2015）年の 417 千人（高齢化率 30.6%）から、2020 年に 443 千人（同 33.3%）と高齢者数のピークに達した後、2040 年には 416 千人（同 38.7%）になると予測されています。このうち、75 歳以上の後期高齢者人口は、平成 27（2015）年の 213 千人から、2030 年に 273 千人とピークに達した後、2040 年の 255 千人になると予測されています。
- ・高齢世帯数は、平成 27（2015）年の 237 千世帯から、2020 年には 246 千世帯まで増加すると見込まれています。このうち、単身世帯数は、平成 27（2015）年の 81 千世帯から 2030 年の 91 千世帯まで増加する見通しです。
- ・要介護（支援）認定者数は、平成 28 年度末で 92 千人（第 1 号被保険者に占める割合 20.7%）となっており、介護保険制度が始まった平成 12 年度 41 千人（同 12.3%）の 2.2 倍に増加しています。
- ・サービス受給者数は、平成 28 年度末で 1,007 千人（年度累計）となっており、平成 12 年度（同）321 千人の 3.1 倍に達しています。
- ・また、給付費（介護サービス費用から利用者負担を除く 8～9 割相当分）は、平成 28 年度は 125,826 百万円となっており、平成 12 年度 52,386 百万円の 2.4 倍に達しています。
- ・こうした高齢者を取り巻く状況や介護保険制度の実施状況等から、今後の本県における課題として、健康づくり・生きがいくりの推進、高齢者が暮らしやすい環境の整備、保険者機能の強化支援等が挙げられます。
- ・県では、これらの課題に対応するため、平成 30 年 3 月に「愛媛県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（第 7 期計画）」を策定することとしています。

(2) 対策

- ・健康寿命の延伸に向け、健康づくりに取り組むとともに、高齢者が、仕事や社会活動等を通じて生きがいを実感し、引き続き地域を支える貴重なマンパワーとして活躍できるための様々な環境づくりに努めます。
- ・今後、地域共生社会の実現を念頭に置きつつ、高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で、各自の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、各市町による自立支援や介護予防、重度化防止等に向けた取組みを支援します。

- ・高齢者の住まいや施設の整備・充実を図るとともに、交通事故や犯罪による被害等の防止に努めます。また、近年多発する自然災害から高齢者等の命を守り、安全を確保するため、災害時の効果的な「援護」に取り組むほか、成年後見制度の利用促進や虐待防止等、高齢者の権利擁護の取組みを推進します。
- ・市町が地域の実情を踏まえて取り組む居宅・施設サービスの整備・充実化を支援するとともに、各種施策を通じた介護人材の安定的な確保と育成に努めるほか、介護サービス情報の公表や外部評価、指導・監督、要介護認定やケアマネジメント等に関する介護給付の適正化を図ります。

5 障がい者保健福祉対策

(1) 現状と課題

- ・人生を豊かで生き生きと生活するためには、障がいの発生予防や早期療育、適切な医療、障がい福祉サービス等、障がい者のライフステージに応じた保健・医療・福祉施策の充実が重要な課題であり、「第4次愛媛県障害者計画（平成27（2015）～2019年度）」に基づき取組みを行っているところです。
- ・健康相談や健康教育等健康づくりの充実のため、子どもが健やかに生まれ、育つための環境づくりができるよう、妊産婦等を対象とした健康診査や乳幼児健康診査を実施するとともに、母子保健、学校保健、職域保健等の相互の連携に努めています。
- ・早期教育・早期療育の充実を図るため、在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）及び身体障がい児が身近な地域で療育指導等が受けられるよう、障がい児（者）療育支援事業等を実施しています。また、子ども療育センターを設置し、肢体不自由児や重症心身障がい児に対する地域療育の拠点として運営するとともに、同センター内に発達障がい者支援センターを設置し、発達障がい児（者）の福祉向上を図る支援拠点として運営を行っているところです。
- ・県内の身体障がい者数は減少傾向にありますが、障がいの種類では内部障がいの比率が増加しており、その原因として、高齢化の進展による影響が考えられるため高齢化に伴う障がい発生防止を図る必要があります。
- ・障がいの軽減を図るとともに、継続的な医療の提供が必要な障がい者等に対する医療の確保等を図るため、適切な治療、リハビリテーション、保健・医療サービスの提供体制の整備を図る必要があります。
- ・精神障がい者が退院した後は、地域において社会生活を送りながら治療を継続できるよう、保健・医療・福祉が一体となって、精神障がい者の社会復帰の促進・自立と社会参加の促進のための施策を推進するとともに、社会的ひきこもりや高次脳機能障がい等、精神保健の新たな課題への対応が求められます。

(2) 対策

- ・母親学級、育児学級等の母子保健事業の充実、市町、医療機関、保健所、学校等関係機関の連携強化により、障がいのある子どもの早期発見や障がいの進行を防止するためのフォローアップ体制の充実を図ります。
- ・障がい児の総合支援体制の確立を図ります。（「第6章3母子保健福祉対策」参照）

- ・発達障がい児（者）に対する生涯における一貫した支援体制の整備を図ります。（「第6章3 母子保健福祉対策」参照）
- ・生涯を通じた健康づくりの推進や、医療提供体制の確保、保健・医療・福祉施策の連携等により、障がい発生の予防や軽減に努めます。
- ・治療やリハビリテーションにより軽減が期待できる障がいについては、適切な医療の提供やリハビリテーションの確保に努めるとともに、人工透析を必要とする慢性腎不全や精神疾患、難治性疾患等、継続的な治療が必要な障がい者等に対しては、医療の提供や医学的相談体制等、適切な保健・医療サービスの充実を図ります。
- ・「愛媛県障がい福祉計画」では、地域での受入条件を整えば退院可能な精神障がい者に対し、病院・施設・相談支援事業者等と連携を図りながら、社会的自立を支援し、地域生活への円滑な移行を推進するための体制整備に努めることとしており、精神障がい者地域移行支援事業の実施や地域移行支援・定着支援等に係るサービスの提供について調整や連携推進を行うとともに、共同生活援助（グループホーム）等の必要な社会資源の確保にも取り組みます。また、障がい者が福祉施設から一般就労へ移行・定着できるよう、就労移行支援事業等の充実及び労働関係機関等の連携等による就労移行支援体制の強化を図ります。
- ・高次脳機能障がいについては、高次脳機能障がい支援普及事業を実施し、患者及びその家族の相談支援に努めます。